

「やさしさ、つなぐ²」は、大切なご家族に“つなぐ”ことができる生命保険です。

商品のしくみと特徴

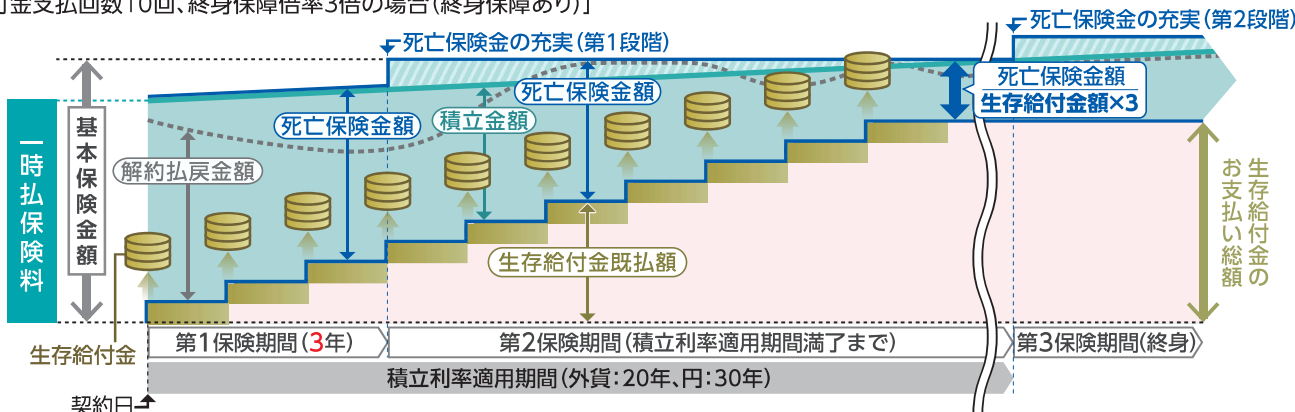
- 生存給付金支払日を任意の日に指定することができます。
- 選択する終身保障倍率により、一生涯の死亡保障について、「あり」「なし」を選択できます。
- 契約通貨が外貨の場合、生存給付金円支払特約等を付加することで、生存給付金を円でお受け取りいただくこともできます。
- 生存給付金既払額と死亡保険金額の合計は契約通貨建てで一時払保険料を上回ります。



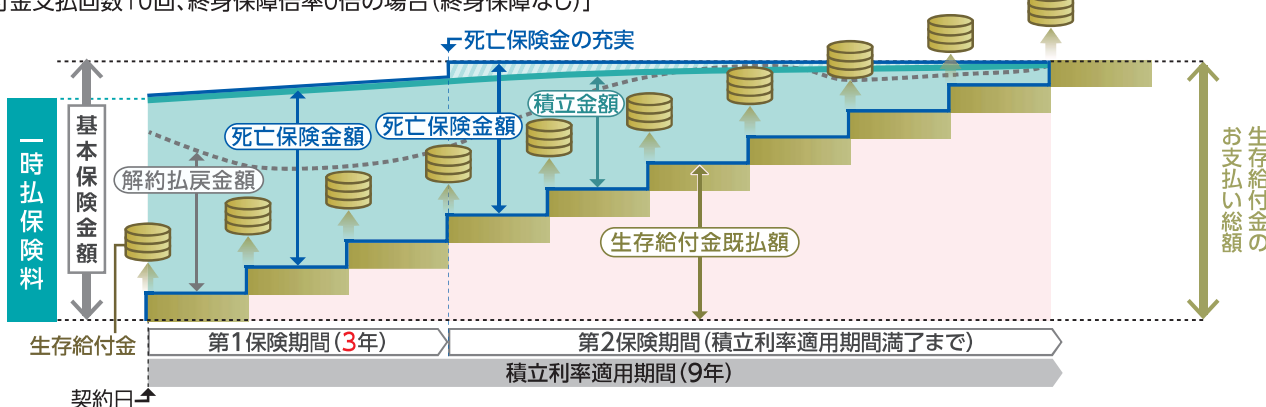
・ 選択いただける生存給付金支払回数、終身保障倍率は契約通貨により異なります。契約後に契約通貨、生存給付金支払回数および終身保障倍率を変更することはできません。
 ・ 基本保険金額は、お申込みいただいた一時払保険料に対して被保険者の年齢・性別・積立利率・生存給付金支払回数・終身保障倍率等に基づき計算されます。また、基本保険金額をもとに生存給付金額および第2保険期間の死亡保険金額が算出されます。

イメージ図

[生存給付金支払回数10回、終身保障倍率3倍の場合(終身保障あり)]



[生存給付金支払回数10回、終身保障倍率0倍の場合(終身保障なし)]



※ 上図はイメージ図であり、将来の生存給付金額、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。また、生存給付金支払日を契約日(2回目以降は契約応当日)とした場合です。
 ※ 終身保障倍率0倍の場合、最終回の生存給付金の支払いをもって契約は消滅するため第3保険期間はありません。

商品の概要

保障内容	生存給付金	毎年の生存給付金支払日に被保険者が生存されている場合、生存給付金支払回数を限度に生存給付金受取人にお受け取りいただきます。			
	死亡保険金	保険期間中に被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお受け取りいただきます。			
生存給付金支払回数*1		3・5～30回	終身保障倍率*1	0・1・3倍	
保険期間*2	終身	解約払戻金	あり	配当金	なし

主な取扱規程

契約年齢範囲	0歳～90歳(契約日における被保険者の満年齢)		契約通貨	米ドル/豪ドル/円	
一時払保険料*3	最低	【米ドル】3万米ドル / 【豪ドル】3万豪ドル / 【円】300万円			
	最高	【米ドル・豪ドル】基本保険金額が契約日における円入金特約で適用する為替レートで換算して20億円となる保険料 【円】基本保険金額が20億円となる保険料			
付加できる特約*4	円入金特約、外貨入金特約、円支払特約、生存給付金円支払特約、円建支払額設定特約、円建支払額設定特約(外貨支払用)、円建支払額設定特約(円建契約用)、終身保障不担保特約、遺族年金支払特約、保険契約者代理特約、指定代理請求特約、生存給付金支払停止特約				

*1 お取扱いのない組合せがあります。なお、通貨・金利環境等により一部のお取扱いを停止する場合があります。

*2 終身保障倍率0倍の場合、最終回の生存給付金の支払いをもって契約は消滅します。

*3 円入金特約・外貨入金特約を付加した場合は、払込通貨により判定します。 *4 募集代理店によって、お取扱いのない特約があります。

この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れることがあります。解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

この資料は、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット」の補助資料であり、商品内容すべてを記載したものではありません。この保険のご検討ならびにご契約の際には、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

この保険のご検討にあたってご確認ください事項

為替リスクについて

一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、生存給付金、死亡保険金、解約払戻金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお申込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。また、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

市場リスクについて

積立利率適用期間中に解約する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより、解約払戻金額と生存給付金既払額の合計額が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

お客さまにご負担いただく費用について

項目	費用						
ご契約時	なし						
第1保険期間中 および第2保険期間中	<ul style="list-style-type: none"> 積立利率は、積立利率適用期間および契約通貨に応じて、以下の指標金利を、終身保障倍率と生存給付金支払回数により加重平均した利率(合成指標金利)の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。 <ul style="list-style-type: none"> (1)積立利率適用期間および契約通貨に応じた指標金利 (2)生存給付金支払回数×0.5年(端数年は切捨てます。) および契約通貨に応じた指標金利 なお、この積立利率は、契約日、契約通貨、積立利率適用期間、生存給付金支払回数、終身保障倍率によって異なります。 第2保険期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別などによって異なるため、その計算方法は表示することができません。 ※保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。 ※合成指標金利および積立利率については三井住友海上プライマリー生命ホームページにてご確認ください。 						
第3保険期間中	第3保険期間中の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、第3保険期間開始日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の予定利率等に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっていません。						
外貨で契約を締結 することで生じる費用	<ul style="list-style-type: none"> 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。 一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合と保険金等を円で受取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただけます。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>保険料を円で入金する場合の円入金特約レート</th> <th>TTM+50銭</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート</td> <td>(契約通貨のTTM+25銭)÷ (払込通貨のTTM-25銭)</td> </tr> <tr> <td>生存給付金を除く保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート</td> <td>TTM-50銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>※生存給付金を円で受取る場合の為替レートは、TTMが適用されます。</p>	保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM+50銭	保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨のTTM+25銭)÷ (払込通貨のTTM-25銭)	生存給付金を除く保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート	TTM-50銭
保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM+50銭						
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨のTTM+25銭)÷ (払込通貨のTTM-25銭)						
生存給付金を除く保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート	TTM-50銭						
遺族年金支払特約による 年金支払期間中	年金管理費として、年金額に対して1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。(年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。)						
解約時	契約日から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数および終身保障倍率と生存給付金支払回数に応じた解約控除率(外貨:5%~0.1%、円:2.5%~0.1%)を一時払保険料に乘じ、その金額(解約控除額)を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。						

募集代理店に支払う代理店手数料について(2025年10月1日現在)

生命保険契約の募集や契約手続き、また契約後の照会対応等の対価として、以下の手数料率を乗じた手数料を、引受保険会社から募集代理店に対して支払います。この手数料は、引受保険会社が募集代理店に支払うものであり、お客さまにご負担いただくものではありません。

契約通貨	終身保障倍率	生存給付金 支払回数	契約年齢 (契約日における 被保険者の満年齢)	一時払保険料に対する手数料率		
				販売手数料率 (初年度手数料率)	継続手数料率*(年率)	
						継続支払期間
米ドル 豪ドル	0倍	5回	0歳~90歳	0.70%	0.10%	最大3年(第4保険年度)
		7回		0.90%		最大5年(第6保険年度)
		10回		3.15%		最大8年(第9保険年度)
	上記以外	3.50%	0.20%	最大9年(第10保険年度)		
円	0倍	5~9回	0歳~90歳	0.50%	-	
		10~14回		0.70%		
	1倍	3・5・7回	0歳~75歳	0.70%		
	上記以外	76歳~90歳	0.70%			

* 継続手数料は、契約が継続している場合、第2保険年度から上記の期間中支払います。

募集代理店

SBI 新生銀行

株式会社 SBI新生銀行
〒103-8303
東京都中央区日本橋室町2-4-3
0120-456-860
<https://www.sbishinseibank.co.jp>

B7

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

資料請求・お問合わせ フリーダイヤル **0120-125-104**

<https://www.ms-primary.com>

MSPL-2510-B-0310-00